

井関農機株式会社に対する勧告について

令和 7 年 5 月 9 日
公正取引委員会

公正取引委員会は、井関農機株式会社（以下「井関農機」という。）に対して調査を行ってきたところ、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）第 4 条第 2 項第 3 号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反する事実が認められたので、本日、下請法第 7 条第 3 項の規定に基づき、井関農機に対して勧告を行った。

1 違反行為者の概要

法人番号	2500001000533
名称	井関農機株式会社
本店所在地	松山市馬木町700番地
代表者	代表取締役 富安 司郎
事業の概要	農業機械 ^(注1) の製造販売
資本金	233億4474万8312円

(注1) トラクタ、田植機、コンバイン、精米機等。

2 違反事実の概要

- (1) 井関農機は、資本金の額が3億円以下の法人たる事業者に対し、自社が販売する又は製造を請け負う農業機械を構成する部品若しくは当該部品の製造に用いる金型の製造を委託している（以下この受託事業者を「下請事業者」という。）。
- (2) 井関農機は、井関農機又は製造子会社等^(注2)が所有する金型、樹脂型、木型等の型及び溶接器具、刃物、測定機器等の治具（以下「型及び治具」という。）に関し、保管の維持、回収、廃棄等の管理に関する判断を行っていた。そして、製造子会社等がこの判断に基づいて管理を実施していた。

(注2) 井関農機が全額出資する子会社であった株式会社井関松山製造所及び株式会社井関熊本製造所、井関農機が全額出資する子会社である株式会社 I S E K I M & D 及び株式会社井関新潟製造所、並びに株式会社 I S E K I M & D が全額出資する子会社である株式会社井関重信製作所である。

なお、株式会社 I S E K I M & D は、株式会社井関松山製造所が株式会社井関熊本製造所を令和6年7月1日付けで吸収合併し商号変更したものである。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所四国支所下請課 電話 087-811-1758（直通） 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部下請取引調査室 電話 03-3581-3374（直通） ホームページ https://www.jftc.go.jp/
--------	---

- (3) 井関農機は、遅くとも令和5年5月1日から令和7年1月31日までの間、井関農機又は製造子会社等が型及び治具を用いて製造される部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に対し、合計19,461個の型及び治具を自己のために無償で保管させることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（下請事業者102社）。
- (4) 井関農機は、製造子会社等に指示し、令和5年9月から令和6年5月までの間に、前記19,461個のうち、3,671個の型及び治具を回収するとともに、2,848個の型及び治具を廃棄している（下請事業者66社）。
- (5) 井関農機は、製造子会社等を通じ、下請事業者と協議の上、下請事業者に対し、令和6年12月30日及び令和7年1月31日、無償で型及び治具を保管させていたことによる費用に相当する額として1億1445万8381円を支払い、令和7年2月28日及び同年3月31日、令和7年1月1日から同年12月31日までに型及び治具を保管させることによる費用に相当する額として4804万835円を支払っている（下請事業者102社に対して総額1億6249万9216円）。

3 勧告の概要

- (1) 井関農機は、次の事項を取締役会の決議により確認すること。
 - ア 前記2(3)の行為が下請法第4条第2項第3号に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反するものであること
 - イ 今後、自己のために経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害さないこと
- (2) 井関農機は、今後、下請法に違反することがないように、次の対応を採るなど社内遵法管理体制の整備のために必要な措置を講ずること。
 - ア 法務担当者による下請法の遵守状況についての定期的な監査
 - イ 役員及び発注担当者に対する下請法遵守のための定期的な研修
- (3) 井関農機は、次の事項を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。
 - ア 前記2(5)の対応を採ったこと
 - イ 前記(1)及び(2)に基づいて採った措置
- (4) 井関農機は、次の事項を製造子会社等及び取引先下請事業者に通知すること。
 - ア 前記2(5)の対応を採ったこと
 - イ 前記(1)から(3)までに基づいて採った措置
- (5) 井関農機は、前記(1)から(4)までに基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告すること。

井関農機
（農業機械の製造販売）

製造子会社等

下請事業者102社

● 下請取引の内容（製造委託）

- ・ 自社が販売する又は製造を請け負う農業機械を構成する**部品**の製造
- ・ 当該農業機械を構成する部品の製造に用いる**金型**の製造



（画像：井関農機ウェブサイト）

● 型及び治具の貸与

- ・ 井関農機は、自社又は製造子会社等が所有する型及び治具（一部の部品の製造に用いるもの）を、直接又は製造子会社等をして下請事業者に貸与

※井関農機は、下請事業者に貸与している型及び治具の保管の維持、回収、廃棄等の管理に関する判断を行っている。

● 違反行為の概要（不当な経済上の利益の提供要請）

井関農機は、下請事業者に貸与している型及び治具を用いて製造される農業機械を構成する部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者**102社**に対し、当該型及び治具**19,461個**を自己のために無償で保管させていた。

※井関農機は、下請事業者に貸与している型及び治具19,461個のうち、3,671個を回収し、また、2,848個を廃棄した（合計6,519個）。加えて、下請事業者102社と協議の上、保管費用に相当する額（総額1億6249万9216円）を支払っている。

勧告内容

- 今後、自己のために経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害さないこと
- 今後、下請法に違反することがないように、法務担当者による下請法の遵守状況についての定期的な監査、役員及び発注担当者に対する下請法遵守のための定期的な研修を行うなど社内遵法管理体制の整備のために必要な措置を講ずること

など

不当な経済上の利益の提供要請の禁止

親事業者が自己のために、金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害することを禁止（下請法第4条第2項第3号）

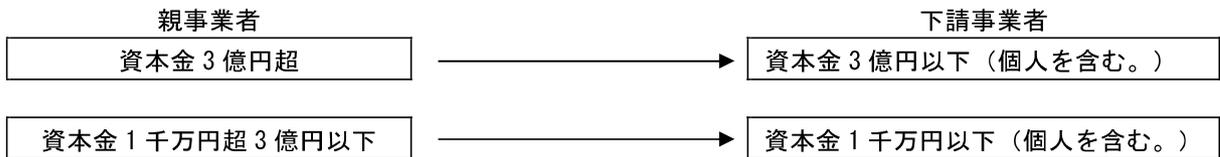
1 下請法の概要

○ 目的（第1条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

○ 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

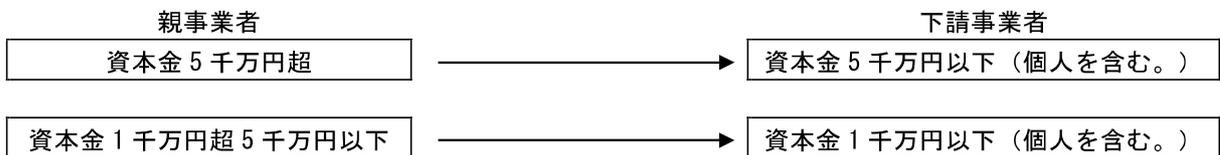
a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム

政令で定める役務提供委託…運送、物品の倉庫における保管、情報処理

b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く。）



○ 親事業者の義務（第2条の2、第3条、第4条の2、第5条）及び禁止事項（第4条第1項、第2項）

a. 義務

- (7) 書面の交付義務（第3条）
- (イ) 書類の作成・保存義務（第5条）
- (ウ) 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第4条の2）

b. 禁止事項

- (7) 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- (イ) 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- (ウ) 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- (エ) 返品 of 禁止（第4条第1項第4号）
- (オ) 買ったたきの禁止（第4条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- (ケ) 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- (コ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- (ク) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）

2 参照条文

○ 下請代金支払遅延等防止法（抄）

（昭和三十一年法律第二十号）

（定義）

第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくはこれらの製造に用いる金型又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者に委託することをいう。

2～6 （略）

7 この法律で「親事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者に対し製造委託等（情報成果物作成委託及び役務提供委託にあつては、それぞれ政令で定める情報成果物及び役務に係るものに限る。次号並びに次項第一号及び第二号において同じ。）をするもの

二～四 （略）

8 この法律で「下請事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者であつて、前項第一号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの

二～四 （略）

9、10 （略）

（親事業者の遵守事項）

第四条 （略）

2 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号を除く。）に掲げる行為をすることによつて、下請事業者の利益を不当に害してはならない。

一、二 （略）

三 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

四 （略）

（勧告）

第七条 （略）

2 （略）

3 公正取引委員会は、親事業者について第四条第二項各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその下請事業者の利益を保護するため必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。